

平成二年四月

市史研究「よこはま」第四号抜刷

鈴木達治の自由教育観とその実践

——横浜高等工業学校の三無主義教育——

前田一男

鈴木達治の自由教育観とその実践

— 横浜高等工業学校の三無主義教育 —

前 田 一 男

目 次

序 論

第一章 鈴木達治における自由教育観の形成

- 一 被教育体験の意味
 - 二 家庭教育と児童期の学習
 - 三 自由教育観の基盤形成 — 青年期の同志社時代 —
 - 四 自由教育観の輪郭形成 (一)
— 熊本五高、東京帝大時代 —
 - 五 自由教育観の輪郭形成 (二)
— 仙台二高、広島高師、東京高工時代 —
- #### 第二章 横浜高工における自由教育実践の特質
- 一 三無主義の教育的意味
 - 二 職業教育批判としての自由教育
 - 三 訓練より自覚
 - 四 教育勅語と自由教育との共存

終 章

五 校長としての教育実践

序 論

本稿は、一九二〇（大正九）年に横浜高等工業学校の初代校長に就任し、一九三五（昭和一〇）年に辞任するまでの一五年間、無試験・無採点・無賞罰の三無主義を標榜して自由教育の実践にとりくんだ鈴木達治（一八七一年～一九六一年）をとりあげ、その自由教育観の形成過程を明らかにするとともに、それにもとづいて実践された自由教育の特質を検討しようとするものである。

この鈴木達治および横浜高等工業学校（現、横浜国立大学工学部）の自由教育をとりあげるにあたって、おおよそ三つの研究的な意味があるように思われる（以下、横浜高等工業学校を横浜高工と、鈴木達治を達治と略称し、本稿

では敬称をすべて省略する)。

ひとつは、達治の自由教育観が、教育理論や新教育運動とかかわることなく、独自に形成されてきたという問題である。達治が横浜高工の校長に就任する時期は、たとえば一九一九年八月に八大教育主張講演会が開催されるなど、日本の新教育運動がまさに盛りあがろうとしていた時期であった。達治の場合も、当然それまでの教育に対する批判が込められているのだが、しかしその批判を自由教育観にまでつなげていく過程で、欧米の教育学の理論や初等教育を中心とする新教育運動とはいっさい交流がなかったのである。そのような達治の自由教育観の形成は、どのような過程を経ており、そこにいかなる契機や要因があったのだろうか。

ふたつに、達治の自由教育観に、教育勅語を遵守する国家主義的傾向が多分に認められる、という問題である。つまり、自由教育の実践と天皇制教育の理念とが矛盾しない形で、いながら共存する形であったのが横浜高工の自由教育であったのである。ここで問題にしたいのは、教育勅語体制を受容した自由教育と呼ばれるものが、いかなる実践的な内実をもっており、どのような論理のもとに成立していたのかという問題なのである。それゆえに初等教育の新教育への評価ではあるが、「児童中心の考え方はあっても、この児童の解放をさまたげている社会体制の基本矛盾、とく

に天皇制に対する批判は弱かった¹⁾」という評価は、達治が天皇制への批判を込めて自由教育の実践をしていなかった点で、積極的な問題として成立しないのである。

ただし、達治が早くから満洲に関心が強く横浜高工でも海外における工業発展を教育の主眼のひとつに考えていたことは、「日本の大正期を中心とした自由教育運動も、ともに帝国主義段階におけるブルジョアジーの教育要求が、絶対主義的な教育制度や教育方法を修正していった運動である²⁾」という先行研究の評価にそのままあてはまるし、「大正自由教育が教育方法の『近代化』に果たした役割と、それが教育の『民主化』とは必ずしも結びついていかなかった事実」も客観的にはその通りなのである。そのような評価を前提としつつも、むしろここで問題にしたいのは、どのように教育勅語を読み取り、いかに運用することを、横浜高工の自由教育実践としていたのかを明らかにすることである。そのことは初等教育での自由教育が、大正デモクラシーから昭和ファシズムへの転換期のなかで、その勢いを衰弱させていくのに対し、横浜高工の自由教育が、達治が辞任する一九三五年まで一貫して実践されていた理由を説明することになるかも知れない。

三つめは、横浜高工の自由教育が官立の高等教育の場で自覚的に実践された稀有の事例であったということである。従来、自由教育の研究対象は、私立の中等学校のいく

つかをとりあげることもあったが、その中心はあくまでも師範学校附属小学校や私立小学校といった初等教育の領域であった。高等教育における自由教育に注目しようとする指摘がなかったわけではないが、現在のところ高等教育での自由教育の実践をとりあげた先行研究はないように思われる。横浜高工の自由教育実践に高等教育のそれを代表させることはできないにせよ、また初等、中等教育との比較という観点が要請されるにせよ、高等教育における自由教育実践の特質を明らかにすることは、一九二〇年代以降の天皇制公教育における自由教育全般の位置づけを検討するうえで重要な作業のひとつとならう。

第一章 鈴木達治における自由教育観の形成

一 被教育体験の意味

鈴木達治が、横浜高工を舞台に三無主義を標榜して自由教育を実践するその背景となった考え方は、いついかなる場で誰の影響を受けて形成されてきたのであろうか。

達治はいう。「総て私が学校〔横浜高工―引用者注〕に於て施設実行したものを説明し、其決算を名教自然に持ち行きたることを、説明するためには、私は其までに過去に於いて従事した各所に於ける学校生活の一通りを述べなければならぬ。私の自由教育は其処から来て居るからである」と。ここでいう「学校生活の一通り」というのは、達

治が受けてきた被教育体験と、自分が教員として過ごした教師体験とのふたつを意味している。つまり、理論や運動からではなく、自らの被教育体験を含む実践的な経験則から自由教育観が導き出されたのだ、としているのである。このことは「元来私は心理学とか教育学と云う様なものは不得手で理解が困難である。故にその様な書物は未だかつて、一冊も読んだことはない。心理学とか教育学に精通した人は、学者であることにはまちがいが無い、がしかし必ずしも教育家であるとは言えない」として、理論やそれを研究する学者との間に一線を画していることでもわかる。ある意味で、独自の自由教育観が形成されてきたことになり、その要因の分析は達治研究にとって重要な課題となるであろう。

ここでは、その「学校生活の一通り」を精確に跡づけることにより、達治の自由教育観の形成を評伝的に追ってみることにしよう。ただし資料的には、達治自身が回想として語っているものに大部分を依拠しなければならぬという限定をもつ。回想であるだけに、たとえば三無主義を、過去の体験のなかに遡及して解釈している可能性がないものはないのだが、達治の回想が自身の日記をもとにしたものである点で信憑性はそれなりに高いと判断できることから、また回想を他の資料から裏づけることが可能であることから、達治の回想も問題に迫りうる資料になると考えた。

二 家庭教育と児童期の学習

達治は、一八七一（明治四）年九月一日、愛媛県は現在の三島市（下柏町平田）に、父礼作、母スガ子との間に姉一人の四男一女の長男として生まれた。家業は農業であったが、作男が二人と女中が一人の三人の雇人を使用するなど、中上層の自作地主であった。

まず、家庭での特に父母からの影響を達治の回想からみてみよう。

父礼作は「封建時代の人で封建思想の人」で、特に「神仏を敬し且慈悲の心が厚」く、毎夕仏前に御経を唱えることを忘れず、一同父とともに合掌するのが家族の慣習であった。しかし、しつけについてはうるさくなく、「殺生に就いては父から訓戒を受けたことがあつたが、其他のことに就ては、何一つ訓戒せられたことはなかつた。親に孝行せよとも神仏を敬へとも言はれなかつた」として、父から「不言実行の教」を学んでいる。

礼作について特筆すべきは、礼作自身に学問への関心が強かつたということである。雨の降る日や退屈な時などは軍談物や紀伝などを読みふけり、名文に興味をもち、また相当の能筆家でもあつた。それは子どもへの対応が「私が読書に嗜みを持って居つたことが父には非常な喜びであつた。随つて私が机に寄り読書して居れば、父は私に用を命

ずることは絶対になかつた」という態度にもあらわれていた。息子に必要とあらば、京都に出向く人に頼んで高額な書籍を求めるのもいとわなほほどであつた。

母スガ子は、由緒ある旧家、星川家から嫁いできたことから、鈴木家をして「星川家の家風をなして居つた礼儀作法を輸入して立派な一つの格式を与へ家庭生活の様式に大なる変化を起こさしめ」たと達治は評している。達治は母に「目には悪色を見ず、耳には悪声を聞かないと云ふ、内心には犯すべからざる意志と威厳とを」感じとり、それを「母の婦徳」と呼んだ。子どもの健康管理を灸をすえることと意識し、戸外での飲食物へのしつけには注意を払っていたが、「子女の教育には父と同じく決して厳格ではなかつた。我々は何等窮屈な思ひをせずして成長した」と達治は回想している。

そのような両親の教育方針から、達治は「家事のことは一切顧慮せず、学業に励み立身することは私の父母に対する最上の孝行である」と何時の間にか其れが私の気持になつた」としている。一方、父は父で、達治をはじめとする息子たちに学問を通して身を立てることを考えていた。達治は父の考えを「父は数町の田畠を所有し、其一半は小作に付し、残りは二人の作男を使用して居たので、四人の男児に全部を分配しても何れも小農となる外はなかつた。本家の財産を減少せしめずして、他の三人のものを如何にして

独立せしめ得るかは父の大問題であつたに相違なかつた」と想像しているが、近代学校体系が整備されていない一八八〇年代の段階で「進学」を通じての社会移動を考えたのは、達治の素質を信じていたとはいへ、また礼作自らの学問への憧憬と重なっていたとはいへ、英断に属することであつた。

達治の学校での学習歴をみていこう。達治が初等教育をうける一八八〇年代前半は、近代学校制度の揺籃期にあたり、就学率も高くなく、小学校といつても近世の寺子屋同然で、小学校と私塾とに通う子どもも多かつた。達治も、小学校だけでなく漢学塾との併用で勉強をしていた。幼少のころから姉あさ子が塾に行くのに連れ添つて大御堂塾に通い始め、小学校にあがつてからは、小学校の教師で漢学者の檜垣隣太郎に、放課後私邸で日本外史、春秋左氏伝、文章軌範などの素読や漢詩を習ひ、さらに二里以上離れた尾崎塾にも通つた。小学校では読書と習字を中心に学んでいたが、小学校は今日のような学年制ではなく成績のよいものは飛び級のできる等級制であつたので、小学校の「中途で漢学の私塾に一年近く学び、論語と孟子の素読を卒えた私には、小学校の教科書は比較的自由に読めたので、人より早く小学校を卒業することが出来た」⁽⁹⁾のであつた。小学校は校長と助教との二人きりで、二、三百人の児童を受け持っていた。達治の学習歴はその後理科系統に傾斜して

いくが、晩年自ら漢詩をつくるなどした素養は、この時期に培われたものであつた。

小学校を卒業後、一年間小学校で教師の手伝いをつとめていたが、そこで校長から、これからは英語を学ぶことが必要な時代であるから京都の同志社へ行つたらどうかと勧められた。この校長は今治出身であつたが、当時今治は四国では有名なキリスト教伝導の根拠地であり、同志社に学んだものも多くいたのである。達治が同志社に入学する二年前、一八八四（明治一七）年四月の同志社英学校の生徒名簿をみると、一年生から五年生及び神学生を含めた二九名の生徒のうち愛媛県出身者は一二名で、そのうちの一名までが達治と同じ伊予国の出であつた。この数字は四国では圧倒的に多く、また熊本県、岡山県の一七名に次いで京都府とならぶものであつた。⁽¹⁰⁾達治は、同志社在学中の校長の友人あての紹介状をもらひ、京都に向かつて出立した。一八八五年、達治一四歳の時であつた。

三 自由教育観の基盤形成—青年期の同志社時代—

同志社への入学試験は九月の新学期にあわせて八月に実施された。規則によれば「本校ノ生徒ハ齡十三年以上ニシテ国史略日本外史十八史略等ヲ講読シ且普通之文体（片仮名交ヲ云）ニテ紀事論説文ヲ綴リ得ル者ニ限ルヘシ」（第一条⁽¹¹⁾）とあり、達治も十八史略の宋時代の一節を読まされ

たのだが、それまでの漢学の素養にもかかわらず不合格となつた。

受験でとつた宿屋の主人の紹介で西本願寺の設立している普通学校に通い始めるが、生徒の年齢もまちまち、勉強する雰囲気も乏しく、風紀も悪いということで三ヶ月でやめ、憧れを抱いていた同志社に入学するため同志社予備校に入学した。ここで一年間勉強すると無試験で同志社に入学できるようになっており、もっぱら英語が中心の学習で、教師は同志社の上級生が担当していた。一八八六（明治一九）年一月から七月までを予備校で勉強し、九月無試験で晴れて同志社英学校英学校普通科に入学、達治の七年間にわたる同志社での生活が始まつたのである。

達治の心づもりでは、英学普通科の五年間を修業して終わるつもりが、「日本ニ於テ基督教ノ徳育ヲ奨励シ最モ善良ナル理学ノ教育ヲ授ンガ為メ」に米国人ハリスより寄付された一〇万弗によつて新たに設立された同志社ハリス理化学校に進学することになった。ハリス理化学校は、本来五年修了者を入学させる規定であつたが、入学志願者が少なかつたため、四年修了者の達治も無試験で入学が許された。学外から受験した三八人中三三人が合格、達治は純正部門本科第一年級七人のうちに加えられた。一八九〇（明治二三）年九月入学、三ヶ年の間に、植物組織学成績証、化学生理部第一年有機化学成績証、構造植物学実修成績証

などを授与され、卒業に際しての研究論文のテーマは「安知母尼ノ定量」であつた。このハリス理化学校への進学が、達治の専門を化学に方向づける契機になつたのはいうまでもないことである。

達治は、当時の同志社の雰囲気のように語っている。「私の入学当時は既に約六百の生徒が在学しておつた。キリスト教を以て校是となし、全く米国流の教育で、多数の米国宣教師が、教鞭を取つていた。／＼学校当局からは何等宗教的要求もなく、又干渉も受けず、全く自由であつたことは、何よりも嬉しかつた。師弟間に何らの隔りがなく、学友相親しみ相和し、学課の勉強に又精神の修養に、切磋琢磨の雰囲気なす校風は、私の一生を感化し、何処までも又何時までも、私につきまとうている様に感ぜられ」と。

同志社での生活は、たとえば、信仰については、学校では毎朝朝礼があり、七時半から八時まで全生徒が講堂に集合し、ひとりの教師が司会者となり、聖書の一節を読み、讚美歌を合唱し、祈禱を捧げて、訓話を聞くことが年中行事として行なわれてはいたが、しかし生徒が洗礼を強制されることはなかつた。また、規則についても、一般的な規則だけで、「生徒入学中（時ト処ヲ問ハス凡ソ本校生徒タル間ヲ云フ）飲酒登樓喧嘩等ハ勿論淫楽ケ間敷場処（芝居淨瑠璃義太夫楊弓場等ヲ云フ）ニ立寄ルコトヲ堅ク禁ス」

(第五条) 以外は、まったく生徒の方で常識的に解釈できることになっていた。規則のなかには生徒を表彰する規則もなかった。⁽¹⁵⁾ このころ教育勅語が出されたことも知らなかったという。

授業のやり方については、教師が講義する内容を生徒が筆記する形式ではなく、教科書は使用しながらも指定された範囲を独修して授業に臨み「教師と生徒の間に、自由な質疑応答が交換せられるのであった。それであるから、教師と生徒との接触が、恰も膝を交えて勉強する気持ちがり、教師の及ぼす感化は忘れ難いものがある」と、一種の演習形式が採用されていたのである。達治は、学ぶべき知識が教師の人格を通して獲得されていくプロセスの重要性を知ったのである。「強いられない学問の勉強、自由なる信仰と云うものは、私の生涯に多大の影響を及ぼしたと信ずる」としている。

この同志社で強い影響を与えられた教師は、校長であった新島襄と歴史を教わった浮田和民であった。

新島襄には直接指導をうける機会はなく、講堂での講演を兩三度聞く程度であった。しかし、新島の印象は達治に深く刻まれている。その西洋紳士然とした洗練された風貌に加えて、講壇での日本の文化の遅れを説き、青年生徒の発憤を促す口調は「当時の我々青年の脳底に刻み込まれた悲憤慷慨の熱情は幕末志士を想像せしめた。これが私を惹

きつけ、大なる魅力を感じしめたるものであった」⁽¹⁸⁾ という。また、「一種特別の校風が新島先生を中心に醸成せられて居り、上級生を通じて新島精神を吹き込まれ、その感化を受けたものであった」として、学校経営における校風の重要性とその校風をつくるには校長の役割が大きいことを、新島校長を通じて学んでいたのである。

のちの大正デモクラシー運動の初期、立憲主義論を精力的に展開することになる思想家、浮田和民には、その試験の実施方法に強い印象を残している。それは、歴史の試験の時に、番号と試験問題とを書き込んだ紙片を生徒の人数分つくり、教室にはいってくる生徒にくじ引きよろしく順次その紙片をとらして、一番の番号をひいた生徒から順次口頭で問題に答えさせる、という方式であった。これによって、試験が終われば、その学期中に学んだことが復習でき、しかも試験を受けるのが苦痛でなく楽しいものになった、という。「私の級は四十幾人かの組であつたが、在学中試験に苦痛を感じたものもなく、席次も知らず、落第したものもなかった」としているが、物事を学んでいくことの意味が、試験のやり方次第によって変わりうるという可能性を、達治は浮田から学んでいたのである。

達治が学んだ当時の同志社の教育は「リベラル・エデュケーション」は視野の狭い専門家の育成ではなく、あくまで人間教育に重点が置かれ、広い視野から国家や世界の将来

を見通すことができ、自分の内に価値尺度をもって、主体的に行動することのできる自治自立の人民、神を信じ、弱き人、病める人、虐げられてゐる人に手を差しよべる人間の育成が目ざされていた」と総括されるが、その総括はたしかに達治のその後の考え方や行動様式に、直接間接表現されるものであった。一五歳から二二歳までの青年期七年間を同志社という場で過ごしたこの意味は、自身「私の一生を左右する素地が作られた感じがせられる」といっているように、達治の自由教育観の基盤を形成した点で大きな意味をもつものであった。

達治が同志社を卒業する一八九〇年前後の時代は、内閣制度の成立、憲法発布、帝国議会の開設など近代国家としての枠組みが急速に整えられつつある頃であった。しかし、就職状況は「未だ交通機関も不十分であるし、新聞雑誌の普及も幼稚で、私共青年学徒も、上級学校へは如何なる進路を取るべきかに迷い、又就職するにも、何等の手引もなかった」頃でもあった。たまたま招聘をうけたのが横浜のフェリス女学校で、求めに応じて英文の履歴書を送付したところ非常な悪文であったため、不採用となった。「同志社教育に感化を受けたことから、官途に職を求むる意志は、かりそめにも持たなかつた」にもかかわらず、この不採用が達治を「四十年に近き私の教壇生活が、官僚教育に終始し、政府に衣食し、一粒も民間の粟を食わぬ」い「思わぬ

運命」に導くことになったのである。

四 自由教育観の輪郭形成(一)

—熊本五高、東京帝大時代—

一八九三(明治二六)年七月、同志社ハリス理化学校を卒業後、一月まで郷里にいたが、熊本県大江村九州私学校(英学校)の招聘に応じて、物理学・化学・数学などを教授することになった。しかし、折りしも日清戦争が勃発し、雄弁家で情熱家の蔵原惟郭校長が、学校閉鎖と職員生徒の義勇兵志願を発案、学校継続を主張する達治と意見が対立し「辞表も出さず、辞令ももらわず、其のまま英学校と関係がなくなつてしまつた」。一年少しの在職であった。しばらく浪人生活の後、ある縁故をたよつて、熊本第五高等学校の化学主任、大幸勇吉教授を訪問、初対面ながら身の振り方を相談したところ、化学教室の助手に採用したいが新学期からしか採用できない、ただ英語の教師が欠員なので、同志社出身の人間なら英語ができるだろうから推薦できると思うがどうか、ということであった。月俸二二円以上だと文部省の認可が必要だが、それ以下の嘱託職なら学校長の裁量で任命したのである。達治は「意を決して推せんを依頼」し、一八九五(明治二八)年一月、五高の嘱託教員として採用される。ただ、英語の授業準備に夜遅くまでを費やし「私の生涯で最も苦しい時代」「最も緊

張した時代」であつた。⁽²⁷⁾しかし、約束どおり次の学期から化学教室の助手となり、大幸教授の講義の実験準備と学生の化学実験とを担当した。

この当時の五高には、夏目漱石、小泉八雲、秋月胤永といった著名な教師が在職している時期で、達治は漱石の課外講義を聞く機会ももっている。この五高では特に「学期又学年末の及落会議は、いやなものであつた」と記しているが、別の回想をみると、これはなにも五高時代だけのことではなかつたらしい。「試験制度を採れば、学期末に又学年末に、教師が集合して、成績調査会議が開催される。しばしば馬鹿らしい、又非常に不愉快な会議となることがある。又必然的に落第生も出て来るのである。落第生は今一年留められて、同じ学課を修業するのであるが、それでも多くの場合、成績佳良にはならない。矢張り前年通りの不良で、二年辛抱したからとて、同情で進級又卒業せしむるまで、ある」という回想は、点数だけに厳格な教師のいたことを予想させるが、試験が教師にとつても学生にとつても意味がなく、特に落第生にとつて効果がないことを、達治は経験的に知るようになっていたのである。この五高には、二年半在職することになる。

達治は、五高を辞して再び学生にもどつて東京帝国大学理科大学（現、東京大学理学部）に入学することになる。その契機となつたものは一八九五（明治二八）年五月、東

京において実施された第八回文部省教員検定試験を受験したことであつた。達治は、同志社ハリス理化学校を卒業していたが、これは中等学校の教員資格を得たことを意味せず、教員検定試験を受験する資格があるにすぎなかつた。達治は化学の尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校の教員免許状を得るため、上京し受験したのである。達治によれば、試験場は帝国大学、受験者二一名中合格者は達治一人であつたという。

この時、のちに東京帝国大学理科大学で薫陶をうけることになる桜井錠二教授との出会いが決定的であつた。筆答試験が終了し廊下で検定試験委員の桜井に偶然会つた達治は、桜井の部屋に呼ばれ、当時まだ日本では普及していなかつたイオン説について要領よく解答していることについて尋ねられた。オストワルドの著書によつて知つたと答えたところ、中等学校の教師にならずに無試験で許可するから理科大学の選科生として入学するよう勧められた。桜井の言葉は達治に感動と意欲を与え、選科よりは本科で学問をしようとして、達治は志を新たにしたのである。

しかし、達治は高等学校を卒業していなかつたので、帝国大学に入学するには、「大学予科ノ設ケアル高等学校及高等中学校ニ於テ分科大学ノ通告ニ依リ試験ヲ行ヒ大学予科卒業ト同等ノ学力アリト認定シタルモノ」であることを証明する高等中学科学力検定試験に合格しなければならな

かった。達治は、五高で化学の助手のかたわら高等学校の学科を独習、翌年にその資格試験に見事合格を果たした。これで帝国大学への受験資格ができたのである。

一八九七（明治三〇）年七月、達治は東京帝国大学入学規程第二号書式に従い、入学を願願、許可されることになる。第一号書式が高等学校出身者に適用される入学試験が必要ない形式で、第二号書式は入学試験が必要な形式であった⁽³⁸⁾。理科大学化学科への入学者は達治を含めて五名であった⁽³⁹⁾。

化学科では桜井錠二教授と池田菊苗助教授から指導を受けた。池田助教授は「先生は未だ三十歳そこくの少壮学者であり、始めてイオン説を我国に取入れられた」⁽⁴⁰⁾ 国士的態度をもった該博な学究であったという。卒業段階で、達治はすでに満二九歳で、池田とさほど年令の隔たりはなかった。理科大学学生の平均年令は二五歳四ヶ月、最年長の医科大学でも二七歳七ヶ月であったことからすれば、達治はかなりの晩学であったといえよう⁽⁴¹⁾。

一九〇〇（明治三三）年七月一〇日、達治は東京帝国大学理科大学化学科を卒業するが、同じく卒業したのは、片山正夫（後、東京帝大教授）と関口壮吉（後、浜松高工校長）の三名になっていた。

大学を卒業する段階での達治の志望は実業界にあった。しかし「理科の卒業生で実業界に出る者は殆んどなく、実

業界からも理科に人を求めることは稀で、大抵は学校の教員となるのが普通⁽⁴²⁾」の時代であった。実際、一九〇〇（明治三三）年九月までの東京帝国大学卒業生の進路調査の統計をみると、達治の回想にもうなづけるものがある。

つまり、理科大学卒業生三七七名のうち一九六名（五二・〇％）までが「学校職員及教員」となっており、続いて「官庁技術員」が五七名（一五・一％）、「大学院学生」が三九名（一〇・三％）、「民間技術員」が二九名（七・七％）と続いている。法科大学卒業生の多くは「行政官吏」「司法官吏」となり、医科大学は「官庁及地方病院職員」「医術開業者」となったが、文科大学と理科大学の卒業生の場合は、そのほぼ半分が「学校職員及教員」であった。しかも理科大学の五二・〇％は文科大学の四八・五％をも越える数値であったのである⁽⁴³⁾。達治も例外ではなく、実業界に適当な職が見つからず、次善の策としての教員を選択することになる。

当初、知人の紹介で島根県の浜田中学校に赴任することになっていたところ、卒業式の当日、達治の五高時代の校長で仙台の第二高等学校の校長に移っていた中川元から、二高の講師および医学専門学校の講師になり、教授の席が空くまで待つようにという内容の手紙を受けとった。達治は「先生の変らざる恩愛を感謝しつゝ、喜んで」⁽⁴⁴⁾ 二高講師の道を選んだのであった。

五 自由教育觀の輪郭形成(二)

——仙台二高、広島高師、東京高工時代——

二高では、翌一九〇一(明治三四)年二月九日に教授となった。ここでも、在職五年の間に印象に残る出来事や影響をうけた人々との出会いがあった。在任中に日露戦争が起ころのだが、そのことは達治にナシヨナリズムの意識をめぐめさせ、また学校における兵式体操や後の軍事教育(教練)の必要を自覚させることになった。

日露戦争によって軍籍にある予備軍人の全員が召集されたため、二高では兵式体操の授業ができなくなってしまうた。この状況に達治は、校長の許可のもと講堂において、国家の非常時に際して、担当教官がいなくても、徴兵猶予の特典があることに感謝しつつ、生徒のみで自治的に兵式体操を継続しようとする生徒に激励したのであった。自分の担当していた三部(医科)はこの提案に賛成したものの、しかし一部(法文科)は反対、二部(理工科)にも一部の反対があり、総意を得られなかった。中川校長は、達治が決行しようとした三部だけの単独実行を、全校の統制上から許可しなかった。ここで活躍したのが三好愛吉教頭であった。教頭自らが仙台第四連隊に赴き、教練の教育を積んで帰校、全校の総指揮者となり、二高独自の自治体操として復興させたのである。

この三好教頭は、校友会の記念日にちなんで二高始まって以来の一週間にも及ぶ催しを実施した。二日以上の休業には文部省の許可が必要であり、さらにその催しの最中に中川校長は所用で東京に滞在中、その催しすら知らなかった。折りも折り、文部省から松井直吉専門学務局長が来校、その事情が東京に報告されたというのである。三好教頭が文部省へ出向いて弁明し、事は大事に至らなかったが、達治にとっては「こんな思ひ切つたことは決して凡庸の教育者には思ひも及ばぬこと」と、「官立学校の教育行政における、型破りの勇断」に、強い印象を残すことになった。この三好教頭は、清貧に甘んじ宴会の会費にも窮することがあるにもかかわらず、窮状を訴える生徒には自分の持ち物を処分してまで援助し、それゆえに貧乏を招くとも苦にせず、しかも自らの氣宇壮大を保つために分不相応の大きな借家に住まうなど、その器の大きい人格に達治は「全く兎事して、各方面に於て貴重なる教訓を受けた」⁽⁴³⁾のであった。

一九〇五(明治三八)年八月一八日に、達治は広島高等師範学校の化学担当教授に任じられ、二高から異動した。これは実業界に就職しようという希望が日露戦争によってますます困難になったことから、その方面の出ることを「断念して、一生を教育界で続けよう」と決心した⁽⁴⁴⁾からであった。それならば、大学への予備教育をしている高等学

校ではなく、教育の本舞台である師範学校系統の学校に転任したいということで、中川校長が北条時敏広島高等師範学校校長と相談、転任がまとまったのであった。

達治は、広島高師の生活の一端を回想して「学校は実に自由が少なく、色々な規則の下に圧迫せられている様に思われた。学生は全部寄宿舎に収容され、筆墨其他文房具類に至るまで一定のものが支給せられ、外出の際の門限は厳しく、凡てが厳格な監督の下にあった」と、管理主義的な教育であったことを強調している。学校で運動会のような催しは一切なかったことから生徒に不平が起こり、達治がその不平を組織、生徒は、厳肅な講堂で校長の訓話に床を踏み鳴らして抗議、学校側がようやくおれて運動会を開催し、満足のいく成果があがった。しかし、それに至る間に煽動者がいたことが問題視され、達治がにらまれることになった。小西重直教授などが私宅に訪れて事情聴取するなど、達治はあやうく諭旨免官の憂き目にあつたところであった。

そのような三年間の広島高師での在職を、達治は「私の理想は裏切られて、全く失望した」と断言する。師範教育ゆえに、礼節や規律や服従の道徳はよく勵行されているが「併しそれは単に表面的であり、形式的であり、高圧的であり、又万事が官僚的である」ことを、達治はいやというほど思い知らされたのであった。

なるほどこのような体験は、達治の思惑とちがって教育本来のあり方を深めることにはならなかった。しかし後の横浜高工での自由教育実践を考えると、達治が自由教育觀の輪郭を形成していくうえで、ここでを経験はすぐれて反面教師的な意味あいをもったのである。

広島高師の在職が三年になろうとしていた時、東京帝大の桜井錠二教授から、藏前の東京高等工業学校への転任と欧州留学への勧誘があつた。「実業に志してその意を得ず、教育の本舞台に在つてその教育に飽き足らず思つていた私は、実業に直結する工業教育ならば、と直ちに決心して喜んで転任承諾の旨を通じた」のであった。

一九〇八（明治四一）年六月二五日、文部省より、電気化学工業研究のため満二ヶ年間、独逸、英国及び米国へ留学を命ぜられ、七月一三日に海外渡航に出發、同時に八月二二日、東京高等工業学校教授に任じられている。留学からの帰朝は一九一一（明治四四）年五月二六日で、達治がちょうど四〇歳になる年であつた。

この東京高等工業学校への赴任は、達治にとつては初めての実業教育へのかかわりで、勝手の分からない五里霧中からの出發であつた。そのなかで、校長手島精一（一八四九年〜一九一八年）との出会いは、師としての人間的影響と同時に、達治の校長像を作っていくモデルともなった点で重要である。その手島を「実に傑出した異例の教育者」

と高く評価するとともに、達治は次のように記している。⁽⁴⁹⁾

「当時蔵前高工の校長は手嶋精一先生で、実業教育界の名校長であつた。私は手嶋校長門下として働いているうちに、段々とその人となりに敬服した。校長は直接学生々徒の指導者というよりも、むしろ卓越したる教職員の指導者であつた。それが一般学生々徒にまで及び、蔵前高工をして、実業専門学校中の最高峰たらしめたのであつた。猶一面広く観察して見ると、手嶋校長は内部からよりも、むしろ外部から学校を統治したといつてもよからうと思われるのである。手嶋校長は一流の名士で、当代朝野各方面から重きを置かれ、交渉をもち、随つて学校をして社会と密接な関係を持たしめ、毫も孤立又遊離する様な隙きがなかつた」

たとえば、校長の考え方がどのような形で校風として樹立されていくのかということ、地域との連携を深めて学校を運営すること、また当代の名士から専門的職業教育にとどまらない教養を得る機会をもつことなど、横浜高工での自由教育実践に直接つながっていくものが、手嶋精一からの影響のなかに多く示されているのである。手嶋からの影響は、自由教育観の輪郭形成を一步進めて、自由教育を實踐するうえでの校長モデルとして、達治に大きな意味をもつたといえるであろう。

ところで、横浜高工の創設される一九二〇年前後は、官

立高校、高等工業、高等商業、高等農林といった高等教育機関の拡充計画が積極的に進められる時期であつた。これは高等教育進学者希望者の激増に対する緩和措置であつたと同時に、第一次世界大戦後の西欧資本主義諸国における教育拡充動向に対抗しようとする政治的要請でもあつた。たとえば高工に限ってみても、一九二〇年から二四年の五年間に一〇校が新設され、一九二四年現在の高工の約半数がこの五年間に創設されたのであつた。横浜高工も、金沢高工と広島高工と同じ一九二〇年創設のひとつであつた。そのようななかで、顧問役として校長の選任や教授配置の相談を受けていたのが、手嶋精一であつた。その手嶋が横浜高工の校長として推薦したのが鈴木達治であつたのである。

達治は、手嶋から横浜高工校長就任の話をもちかけられた時「受諾したともしないとも一切明答しなかつた」が、文部省実業専門局長の松浦鎮次郎から校長就任依頼があり、重ねて「『完くお任せするから大に努力して貰ひたい』』と言はれた。私はこの『お任せする』と言ふ一言に非常な感激を以つて直ちに受諾の旨を答へた」のであつた。⁽⁵⁰⁾

「お任せする」という一言は、それまで輪郭として形成されてきた自由教育観を、横浜高工で実践してよいと確約した言葉だと達治はうけとつたのであつた。一九二〇（大正九）年一月一九日、達治は横浜高等工業学校長に任じられる。

第二章 横浜高工における自由教育実践の

特質

一 三無主義の教育的意味

鈴木達治は、一九二一（大正一〇）年一〇月の横浜高工開校式において、その教育方針を「本校は従来の採点的試験制度を断乎として廃棄致しました」と強い調子で無試験・無採点主義を断言した。また、「本校は教育の方針として自由啓発主義を採り、従来の試験制度を全廃し、強制的試験勉強より学生を解放し、自己の責任を重んじ、自発的の勉強に由り其課程を卒へしました故今日の如き盛典に際会し、其儀礼に相応しき各種賞品の授与特待生優等生の表彰等は全然行はぬ」（「無罰無賞主義」一九二三年三月第三回卒業式にて）と敢然と無賞罰主義を実行した。この無試験・無採点・無賞罰の三無主義が、横浜高工自由教育の具体的な教育方針であった。

所謂三無主義を標榜する自由教育の実践は、教育界一般への批判、つまり「詰込み主義、知識偏重主義、卒業証書万能主義」への批判が背景にあった。教育の改造が叫ばれているのに、教育の制度はむしろん教育の精神までも旧態依然として改善されていない改善される見込みもない、という現状認識を前提に、達治は三無主義をもってその現実に対決しようとしたのである。

達治は、まず試験の教育的効果に疑問をもつ。試験が学ぶという営みの本来もっている楽しみを学生から奪い、また試験が知識を詰め込む勉強を学生に強制するからだとする。達治は、孔子が弟子の顔回を評価する理由が、博識多聞であるからではなく学を好むからだとしている例を引いて、曰く「すべて試験から解放されて、自ら好んで勉強し、更に進んで楽しんで勉強し得るならば、これに優るものはない」と。続けて曰く「学校教育は学を好み、学を愛し、学を楽しむ習性を賦与するものでなくてはならない」と。これは、無試験によって期待される教育的効果でもあった。

また、知識と人間味との関係を孔子の論語から引き、人間味は知識を超越している、ただし知識をないがしろにしてでしゃばるのは野人であり、知識が人間味を無視して威張るのが官僚である、知識がすぐれそれに伴って人間味豊かな人が君子なのであるという意味の一節に感銘を受け、この点から「試験制度は質（人間味―引用者注）を犠牲にして、官僚的人材を養成する機関に墮する危険が多分にある」として、試験廃止を断行したひとつの根拠にしたのである。「自発的修学は、独り真正なる学業の成績を収むるのみならず、又学生の品性陶冶に影響する処至大なるものあらん」（「無試験無採点主義」一九二一年三月開校式にて）という知識と人間味との調和、これもまた無試験のねらい

であつた。

しかし、試験は明治時代以来次第に深く根を張りめぐらし、そのなかで暗記と記憶を内容とする知育偏重の傾向が強まり、試験地獄が解消される見通しもなければ、試験制度が存続するかぎり知育偏重の弊も解消されないだろう、ここに至って横浜高工では無試験主義を実施する、というのである。横浜高工への入学試験も一九二八（昭和三）年三月から無試験制度を採用するという徹底ぶりであつた。

無採点主義は、無試験から必然的に導き出されるといった消極的な意味ではなく、いかなる方法によつても学生を採点しないという決意表明であつた。たとへば卒業時に、席次や成績を付して就職先に紹介する一般的な形式は、製造品に正札を付けて売り出すといった「もの」と同じ扱いではないか、と達治は批判する。製造品なら正札が偽りであるかどうかはわかるが、人間の正札は容易に証明できないのであり「自主と独立を名譽とする人間は、自己の価値を表示する正札を背負つて、就職の門をくぐることは、変に感ぜられる。（中略）今少し人間個性の尊重を考えないものか」というのである。学校の正札は試験による採点にすぎず、眞の人物を評価するものではないとして、横浜高工では誰もが一番で卒業したのであつた。⁽⁶²⁾

無賞罰主義は、形式的道徳主義を金科玉条とする懲戒主義を打破するために実践された教育方針であつた。達治

は、品行方正、学業優等の学生に賞品や賞状を授与して賞するのは一種の「賄賂教育」であり、一方停学や退学をもつて学生を処罰するのは「失敗教育」であるときびしく断じる。「少数を罰して多数を懲らしめ或は少数を賞して多数を奨励すると云ふが如き方法よりも、之を懲らさず之を賞せずして、全校を挙げて相互理解に導き、自治自覚の下に教育し又教育せられる」（「名教は自然なり」一九二五年三月第三回卒業式にて）⁽⁶³⁾のが本来の姿なのだと言治は考へた。

停学、退学にかかわる処罰を受けた学生は、達治が校長をしていた一五年間を通じて、皆無といわないまでも非常に少なかつた。それは校則に触れた学生がいなかつたという意味ではなく、学校側が処罰をしなかつたことによる。これは、罪悪を犯した学生を退学させることで校内が浄化されたとも、停学を命じることで学生が改悛するとも考えられないことを、達治は知っていたからであつた。一九三〇年代の所謂思想問題についても同様の処置がとられた。文部省の思想対策の一環として実業専門学校に生徒主事と主事補を置くという要請にも「生徒間に自治の精神が旺盛である限り、下手な主事や、主事補があると、却つて平地に波瀾を起し易い。官制があると、妙な責任観から何事かを目論見たい野心に駆られ易いからである」として、⁽⁶⁴⁾消極的かつ形式的な学内処置ですませたのも、あるいは「赤化

思想」で検挙された三人の生徒を検事局や警察署を往復してもらい、退学処分にもせず文部省にも報告せず即日登校させたのも、一貫した無賞罰主義の教育方針によっていたからであった。

このような無賞罰主義の背景には、新約聖書のある一節が達治の胸に焼きついて離れなかったことがある。詳しくは紹介できないが、それは次のような話である。姦淫の罪を犯した女性をモーセの律法によって石打ちしようとするパリサイ人に、イエスが「あなたがたのうちで罪のない者が、最初に彼女に石をなげなさい」といったところ、年長者から始めてひとりひとり去っていき、ついにイエスとその女性だけになってしまった、そこでイエスはその女性に「わたしもあなたを罪に定めない。行きなさい。今からは決して罪を犯してはなりません」といったという、そのヨハネ伝第八章の一節である。これを達治は「キリストは実に見事な無所罰主義の典範を後世に残し玉つた」と、自身自身への影響力の大きさを語っている。そしてこの無賞罰主義に徹することが「賞せず罰せず、和氣あいあい、輝く希望の中に、切磋琢磨の道場を建設するのは、官公私を問わず学校の特権ではあるまいか」と、確かな教育方針へと発展させていったのである。

このような三無主義を具体的教育方針とする自由教育の総称を、達治は「名教自然」と名づけた。「名教自然」と

いう言葉は達治自身の造語で、横浜高工に赴任して間もなく「何かの拍子に名教自然と言ふ文字が頭に浮んだ(中略)言はば靈感」であったという。「名教自然」という言葉が最初に登場するのは、一九二五(大正一四)年三月の第三回卒業式の式辞においてである。この時達治は、学校教育が生徒を教育して新たな人物を作ったのではなく「発達すべき天賦の才能、進歩すべき天稟の特性は、夫々各個人に宿つて居るものと信じて居ります。我自由啓発主義の教育は、是等天賦天稟の才能特性を阻害することなく、自由由其発達を促進せしむる、即ち名教は自然であると心得て只管努力した次第であります。麗かなる春の日光と、恵風慈雨を投げ与へた積りであります」(「名教は自然なり」一九二五年三月第三回卒業式にて)という文脈のなかで「名教自然」を登場させている。その「名教自然」を具体化していく教育方針が三無主義であったことはいうまでもない。

「名教自然」の意味については、戦後になって「名教自然は百貨店で、東京で云えば三越、横浜で云えば、野沢屋の様なものである。其処へ行けば、菓子類でも果物類でも、玩具類でも、子供の好きな何んでも売つて居る。その様に名教自然の中には、釈迦も、キリストも、孔子も老子も居る」と比喻を用いて説明している。卒業式での式辞と重ね合わせてみると、こと「自然」という言葉に注目すれば、教育の現状を鋭く批判する原理としての「自然」でも

なければ、あるいはあるべき理想に向けて理性によって導かれるあるがままの状態としての「自然」でもなかった。つまり教育学の学問的体系を構成する用語としてのそれではないのである。「三無主義其他の施設は、開校当初よりの事であるが、その施設に益々自信を与え、又深からしめたものは、名教自然の力と云うべきであると思う⁽⁶⁹⁾」という達治にとって、「名教自然」という言葉は、後に述べるように、教育の主体である生徒の「自覚」に限りない信頼と期待とを寄せつつ、教育実践に臨んでの条件整備に徹する姿勢ないしは境地そのものの表現であるように思われるのである。借りてきた教育理論ではなく自らの教育実践によって次第に醸成され、そして突然と精選された言葉が「名教自然」であつたのである。

二 職業教育批判としての自由教育

横浜高工の教育目的は、実業専門学校として工業に関する高等な学術技芸を教授することを基本に置きつつ、第一に「国家の歴史や哲学の上に基礎を置きたる社会及び経済の知識を獲得せしむる事」、第二に貿易港横浜という地理的条件から「国際的工業の開拓」が考えられていた⁽⁷⁰⁾。前者には、それらの知識が実業界に入った時に円満な徳性涵養の素材となることが期待され、後者には、植民地的物産の研究が意図されていた。

その横浜高工の目的を実現するために自由教育という方針が採用され三無主義が実践されたわけであるが、高工という専門学校の場合において自由教育をどうしても採用しなければならぬ必然性が、達治にはあつたのである。それは従来の職業教育を批判し、さらに職業教育を教育的に意味ならしめるべき当時の道徳主義教育を批判することであつた。

達治は、まず従来の職業教育を「多くの学校は皆單純に職業的教育を施してゐるに過ぎない(中略)帰するところは職業を目標とする教育に過ぎない」と批判する。なぜなら、そのような職業のみを目標にするような教育をしても、そのためにそれぞれの分野で専門家が養成されるであろうが「夫れで決して人間社会が安定せらるゝ訳でもない、幸福が増進せらるゝ訳でもない、又国家の基礎が堅実になつたとも考へられない⁽⁷¹⁾」からである。欧州の異常に発達した職業教育が、結局世界大戦を引き起こしてしまつた教訓を踏まえるならば、かつ欧州の職業教育を模倣することで発展してきた日本の実業専門教育が今日行き詰まっている現状が明らかであるならば、技術の練習や知識の習得だけでなく「人格養成と相待つて初めて教育が完成せらるべきである⁽⁷²⁾」ことを重視すべきだと達治は力説するのである。

この狭い専門的職業教育への批判は、戦後第一次米國教育使節團報告書の内容と共通する視点があるという点で、

注目される。報告書は「日本の高等教育機関のカリキュラムにおいては、(中略)大抵は普通教育を施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思われる」と述べ、大学や専門学校の学科課程の性格を批判しているのである。それゆえに一般教育を導入しようとするこの批判は、自分の専門的な仕事が人間社会全般のなかにどのよう位置づき、いかに貢献しうるかを考えられる、つまり学生に広い視野と教養とを用意できるカリキュラム改革を意味していた。達治の主張の中心も、まさにこの点にあった。達治の場合、たしかに戦後に主張される民主的自由社会における指導者育成といった視点はなかったものの、また以下にみるように職業教育への批判があるべき道徳教育から克服しようとしているものの、しかし狭い専門的職業教育がもたらす教育的不利益を的確に批判していたことは記憶されておいてよいであろう。横浜高工の卒業式には、たとえば後藤新平、高橋是清、井上準之助、深井英五、田健次郎、徳富蘇峯、金子堅太郎、鎌田栄吉、高田早苗、荒木貞夫、桜井錠二、原嘉道といった各方面の名士が招かれ、専門教育を離れた教養的な記念講演が実施されたが、このような試みも専門的職業教育批判に基づいた具体的な改革方策であったのである。

達治は続けて、職業教育を本来の意味での職業教育とす

るために道徳教育が必要であることを説く。「我国の教育は之を技術の習練のみに偏するの不可なるを悟り、又智識の習得のみに偏するの不可なるを知り、人格養成の重大なることを感知し、其手段を講ずることによつて始めて完き教育と言ふことができる」というのである。

ところで職業教育と対をなすべきその人格養成教育といえ、と達治は当時の道徳主義教育を批判し議論を展開する。それは、忠実、信用といった徳目を並べたて、その徳目の実践を奨励したり鞭撻したり、あるいは違反する者があれば懲戒、処罰したりするいわゆる道徳主義教育である。そのような形式的な道徳主義教育がはびこっている。「心ある者の多くは、不満ながら、不平ながら其校則に服従し、唯無事に卒業證書を得て、卒業の特権により就職の機会を望むに過ぎずして、彼等は決して学校生活に於て真に生きたる、愉快なる修養の道場なりとは決して考へてゐない」と痛烈に現状分析をする。加うるに、そのような形式的道徳主義教育によつて育てられた人間は社会人になつても「自己の価値に生くることを忘れ、正義に立つことを忘れ、金力や権力に生きんことに焦慮するに至るのである。幸ひにして成功せば、其獲たる権力に耽溺して前後を忘却し、朝に此主義、夕に彼の主義と、些かの定見なく、臨機応変、御都合主義をこれ事とし、恰かも迷へる羊の如き観を呈するものが多い」と、その教育の結果をこれまた

痛烈に批判している。

結論するところ、「爰に至つて道德主義教育も無力である。仮令無力ならずとしても微力であると断言せざるを得ない。これ即ち我が校が所謂道德主義教育を踏み越へて、自由教育主義に則り、之を根底としたる職業教育を実施しつゝある所以である」と、三無主義に込められている教育的価値を實踐する自由教育が必然的に必要となり、それが本来の職業教育の姿であるとする論理につながっていくのである。

三 訓練より自覚

いうまでもなく、達治は「自由と云ふ意義」に注意を喚起している。自由とは決して放縱の意味ではなく、もちろん氣儘になることでもない、これを混乱したなら教育の目的、修養の効果がなくなるのみならず、反対の結果を生みかねない、と力説している（「自由教育の外輪」一九二〇年四月授業開始に当たつて）。

自由が自由としての本来の意味をもちうるため要請されたのが「自覚」であつた。この「自覚」は横浜高工の自由教育の根幹に触れる重要な意味をもっていたのである。そのことは横浜高工の開校に当たつて、達治が新入生に話した内容に具体的に表現されている。それは「諸君は既に法、文等の学科を選ばずして、工科を選択せられたること

は、諸君の天賦の才能が、法、文等よりも工科に適應して居るものと考へてよからうと思ひます。然しながら諸君は中学の業を五ヶ年修業されたる今日に於ても、自分は果して工業に其天賦の才能を有するや、又工業にしても如何なる工業の分科に其才能あるやを的確に自覚することは、困難であらうと思ひます。又是れより当校に三ヶ年学んで、尚ほ且つ的確に自覚することは出来ないかも知れない。そこで本校は其間に於て諸君の此等に関する自覚が、成るべく的確に出来る様に教育を進行させたいと思つて居ります」（傍点引用者）というものである。横浜高工では人間天賦の才能に適應した自由教育を施すけれども、その實質は才能を自分自身でどのように発見し、それをいかに自覚するかである、というのである。学校の目的は、身体健全、思想堅実、知識豊富な技術者を社会に出して製造工業の現場に従事させることではあるが、しかし「自由教育を尊重する為め、決して此の目的方向に諸君を強制するの意志はない」のであり、工場の現場よりも研究室の方が向いていてと考えるようになってよいし、現場も研究室も適応せず工場製品の販売取引に、あるいは工業に関する著述に志を立ててもかまわないし、あるいは工業教育に従事したいということであればそれもよい、「今より三年間の修業中に於て、諸君が自分は果して工業の如何なる方面に其才能が適應して居るか」と云ふことを発見し、的確にその

自覚を有たれんことを希望します。これが又自由教育の自然の結果であらうと考へます」と続けている。ここでのポイントとなる言葉は、いうまでもなく繰り返し使われている「自覚」という言葉である。

この「自覚」の重視は、当時の教育に対する批判でもあった。開校から七年を経過した卒業式に達治は「学校教育の第一義は訓練にあらずして、自覚にあり、責任に直面して自覚する、研究に対して自覚する。困難に対して自覚せしむるにあります。然して自覚の要諦は自由啓発の学風を樹立するにありと信じて居ります」という式辞を述べているが、これは当時の学校が軍隊教育よろしく訓練だけに重点をおいており、訓練の行き届いている学校ほど優良学校と考える向きがあるが、それは犬に芸を覚えさせるに等しいものだ、訓練が無意味であるというのではなく、その前提にまず自覚がなければ教育的には意味がないのだ、という批判であった。無試験、無採点、無賞罰の三無主義を支えるのも、ひとえに「自覚」であり、判断のともなわれない「訓練」ではなかつたのである。

教育は自覚が第一義で、訓練が第二義であるとするこの考え方は、学内でだけでなく学外においても積極的に主張された。最も主張のしがいがあったと思われる舞台は、文政審議会においてであった。文政審議会というのは、一九二四（大正一三）年四月「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ

諮詢ニ応シテ国民精神ノ作興、教育ノ方針其ノ他文政ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」る目的で設置された、教育制度全般の改革を意図する諮問機関であった。文政審議会は、その活動を終える一九三五（昭和一〇）年までに、一四の諮詢案件につき一二の答申を行なっている。

達治が委員として加わるのは一九二七（昭和二）年一月一九日から関与議題は諮詢案件第一〇号から第一四号にかけて、特別委員に加えられて持論を展開したのは最後の「諮詢第十四号 青年学校制度制定ニ關スル件」においてであった。この案件が審議されるのは一九三五年一月、達治の横浜高工の依願免本官は翌月一三日で、すでに辞意を固めつつあった段階での持論の主張は、横浜高工での一五年間の実績を踏まえた総括でもあった。

ここでは達治の日記をたどりながら、訓練より自覚を教育の基本とする達治の考え方を、文政審議会にみてることにしよう。

まず達治の日記より抄録して、諮詢第一四号の経過を追ってみたい。日記の年は一九三五（昭和一〇）年、「」は引用者による。

一月十二日（土） 文部及陸軍両当局合作の青年学校案成り文政審議会に諮問せらる（第二二回總會）

午前十時より審議会は首相官邸に開かれ岡田（啓介）首相議長となり開会此日は田所（美治）及松浦（鎮次郎）

九大総長より各将来の補習教育が此〔青年学校制度〕が
為め低下の恐れなきやに付き長質問あり零時半閉会

官邸にて昼飯を供せらる

一月十四日(月) 午後一時半より審議会第二日の總會開催

〔第二三回總會〕

岡田首相興津に西園寺公を訪ひ不在の爲め阪谷〔芳郎〕

副總裁議長席に就く伊沢多喜雄委員より首相の欠席を難
詰す

此日余は原案中にある訓練期間訓練課目訓練時数等其学
則中にある訓練の文字を難し学校教育は自覚は第一義的
のものにして訓練は第二義的のものなりとして論じ議長
より九名の特別委員に審議を付託し午後四時半散会 余
特別委員となる

一月十五日(火) 午前十時より特別委員会を文部大臣官邸
に於て開催す

訓練の文字に就て又論難せしも決せず当局は飽くまで原
案維持に強硬なり

午後四時散会〔第一回特別委員会〕

一月十六日(水) 第二回特別委員会

午後一時より開会午後八時に至る

前日と同じく訓練に就き論議し余は教授及訓練と修正案
を提出せしも決せず

田所委員長より十七日十八日と休会して熟考し十九日午

後五時より最終の會議開会と宣して散会

一月十七日(木) 文部省属官より電話あり其意は

本日陸軍省軍務局長永田鉄山少将より河原〔春作〕社会
教育局長へ交渉あり鈴木校長に面談したし陸軍次官旅行
留守中にて且つ議會前にて東京を離れ難きに付き明十八
日東京にて面会したきに就き其場所と時間を指定せられ
ることを希望すと

河原局長は横浜へ出頭すべく命を受けたるも病人あり電
話にて相済まぬと

快諾す

一月十八日(金) 午後二時陸軍省に出頭永田局長と会谈す
二時間程に渡り訓練に就き意見を交換す互に能く理解し
たりと云ふも互に原案維持とも又修正とも決せずして別
る

一月十九日(土) 午後五時より最終の特別委員会開催〔第
三回特別委員会〕

委員長より当局に発言を求む河原局長原案維持を主張す
次に修正の発案者余に発言を望む余は修正案を固持す野
村益三子爵修正案に賛意す次に安藤正純氏賛意を表す委
員長休会を宣し両当局に決意を促す其より食事をなし午
後八時過ぎ再会〔川原局長より陸軍と協議の結果として終
に修正案に賛意を表し目出度く午後九時散会〕

一月二十一日(月) 午後一時半文政審議会開会〔第二四回

総会

岡田首相議長となり特別委員よりの答申案を付議し満場一致にて修正案を可決し午後四時半閉会

「諮詢第十四号 青年学校制度制定ニ関スル件」の内容は、「時代ノ趨勢ニ鑑ミ青年教育ノ進展ヲ期センカ為実業補習学校及青年訓練所ヲ廃止シ（中略）両者ノ特質ヲ採入レタル青年学校ヲ新設セントス」というものであった。その新設されるべき青年学校を説明した要項には、「訓練期間」「訓練科目」「訓練時数」と、青年学校を訓練機関としたい軍部の意向が強く反映されたものになっていた。一月一二日の田所美治や松浦鎮次郎の長時間にわたる質問は、この案のように両者が合併したら「従来実業補習学校ヲ挙ゲテ居ッタ成績ト云フモノガ低下スル」（松浦）のではないかとという危惧であり、極端な訓練機関としての性格を警戒したものであった。

一月一四日（第二三回総会）の達治の発言は、田所や松浦の発言の延長線上にあるものであると同時に、訓練の強調に対する従来の批判的見解を披瀝したものであった。それは、次のような内容であった。

「訓練ト云フ文字デス、（中略）私ハ是ハ、ソレハオマヘノ教育上ノ意見ダト言ッテシマヘバ、ソレマデ、スガ、私ハ学校教育ト云フモノハ自覚ガ第一デアル、訓練ト云フモノハ第二義的ノモノデアルト斯ウ考ヘル（中略）自覚ガ本

当ニ能ク学生ニ行クナラバ、訓練ト云フモノハ独リデニ行クモノデアル、軍隊トシテハ私ハ訓練ガ第一義デアルト云フコトヲ信ジテ居リマス、学校教育ト云フモノニ付キマシテハ、ドウシテモ是ハ自覚ト云フコトガ第一義ノモノデアルト斯ウ考ヘマス、青年学校ト斯ウ唱ヘテオヤリニナル以上ハ矢張自覚ヲ第一義ト考ヘル必要ガアル、又其方針デ此教養ニ当ッテ行ク者が行カナケレバ、本当ノ大衆ノ青年教育ト云フモノハ出来ナイダラウト考ヘマス、自覚サヘ出来マスレバ軍事教育、訓練ト云フヤウナモノハ誠ニ易々トシテ出来ルモノデアルト考ヘマス」というのである。

ここで注意しておかなければならないことは、達治は軍事教育や教練には基本的に賛成論者であった、ということである。特別委員会の別の箇所で「地方デハ学科ガ教練ノ方ニ吸収セララル、ト云フコトデ、懸念セラレテ居リマシタガ、是ハ何モ心配スル必要ハナイデヤナイカ、吸収セラレテモ決シテ悪イコトデハナイト思ヒマス、国民トシテ日本ノ青年トシテ向上スレバ何方デヤッタ所デ結構ナコトデ、決シテ悪イコトハナイ」という発言をしていることでも明瞭であろう。ただ、それを学校教育においてなす場合に、教育的な順序として「自覚」を重視すべきだとこだわったのである。

それゆえに、特別委員会での懇談会の結果「訓練」という言葉を省いて単に「期間」「科目」「時数」とした方針に

対して、軍部との妥協案を動議したのも達治であった。つまり一月一六日(第二回特別委員会)の日記にある修正案がそれで「訓練ノ文字ヲ『教授及訓練』ト云フヤウニ改メマシタラ、我々が今迄申シテ居ツタコト、軍部が申サレテ居ツタコト、両方が融和サレル(中略)サウ云フヤウニ願ヒタイ動議ヲ出シマス」としたのである。むしろ「訓練」の言葉に固執したのが文部省の方であったことが達治の日記からも読みとれるが、結果的には達治の動議した「教授及訓練」と修正のうえ答申されることになったのである。

なお、永田鉄山軍務局長と達治との審議会の外での折衝も興味深い。ここでは「局長がこの時特に特別委員中の私を指して会見を求められたのは、私が修正案の提出者である以外に、曾て横浜高工の教練査閲に来校せられ、面識のあつたこともその理由であつた」とする、達治の推測を紹介するにとどめておきたい。

「校是を一言すれば自由教育である。自由教育の大眼目は自覚教育である。生徒をして自覚に導くことが学校の仕事であり、訓練は生徒自ら工夫すべきである。即ち学校は啓発し、生徒は自治すべきである」という自由教育を自由教育として保障するための、生徒の「自覚」意識の持ちかた、持たせかたは、一五年間一貫して実践されたことであつたのである。

四 教育勅語と自由教育との共存

達治は、個人的にも校長としても天皇崇拜者であった。横浜高工の自由教育も、その教育目的の点においては教育勅語の精神が強く表現されている。

横浜高工二年目の開校式において、達治は「教育の根底とする精神は、先帝の下し賜ひたる 教育勅語を遵奉するのであります。而して、本校が昨年四月授業を開始以来、特に標榜して居りますものは、自由啓発の教育主義でありまして、勿論教育勅語より流れたる一涓滴に過ぎないのであります」と挨拶した。これが横浜高工の出発点での認識であるとすれば、横浜高工を去る一九三五年での達治の認識は、この時期大きな問題となつていた天皇機関説問題に對してなした講演の内容に端的に表されている。『横浜高工時報』の伝えるところによれば、それは「天皇機関説の起原が奈辺にあるかより解き起し今回の美濃部問題を槍玉にあげ大戦後デモクラシーが輸入されたが満洲事變となつて自守外交の樹立より国民が日本自身の信念理想に明らかになり皇道精神が発揮され之の影響を受けて今迄学説として歓迎されて居た天皇機関説が問題となり上下こそつて之が撲滅を計るに至つた事は当を得たる事」と厳しく断じたものであつた。達治はまぎれもなく皇国史観の立場から天皇機関説批判の発言をしていた。この時期、達治には特に徳富蘇峰や権藤成郷らの思想的影響が強かつた。

この点で、達治は皇室主義者として一貫していた。横浜高工開校以来、自由教育の方針に変化がなかったと同様に、教育勅語に導かれる天皇制教育を遵守する姿勢にも変化はなかったのである。達治が校長を辞任した時、新聞は達治を「国粹主義的自由主義者」⁽⁹⁵⁾と評したのだが、問題は、個人をどこまでも全体のなかに吸収していかざるをえない天皇制教育理念と個人の自覚を可能な限り尊重する自由教育とが、どのような関係で共存していたのか、あるいはそこに矛盾はなかったのか、ということなのである。

達治がまず難問だったとしているのは、教育勅語の核心をなす忠孝論の解釈であった。つまり横浜高工の生徒には、日本人だけでなく台湾や朝鮮といった植民地出身の生徒もいたのである。記紀の神話から始める肇国の由来と「国体ノ精華」を説いて「教育ノ淵源」を求め、さらに天皇の徳化と臣民の忠誠とからその「国体」の成立を説明しようとする教育勅語は、他民族の学生にとってはそれが肇国でも「国体ノ精華」でもない以上、解釈には当然無理が生じてくるのである。そのことは、達治も意識するところであり、「その意義において通用し難きものがある。例へば祖先とか報恩に就き、彼等から反問逆襲を受けたときは、私は片言隻語の返答が出来ないで、立往生をしなければならぬであろう」⁽⁹⁶⁾として、開校当初、教育勅語についての所見は述べる事ができなかつたと回想している。

この難問を解決し、「教育者として立つ一つの信念を得た」⁽⁹⁷⁾と確信をもたせたのは、松本重敏による大日本帝國憲法に基づく「忠君論」との出会いであった。その説くところによれば、「征服其他併領セラレタル前国家ノ人民カ前国家ノ復興ヲ企図シ以テ忠君愛国ナリト思考スル者ノナキニ非サレトモ既ニ君主ナク国家ナシ君主ナク国家ナケレハ統治権存在スルコトナシ」ということを前提に、現在統治の大権をもつ天皇を補佐することが忠君なのであり、これは大日本帝國憲法を遵守することにほかならないとする解釈であった。これによって台湾や朝鮮出身の生徒にも皇國史観から説明しなくてもよくなったのである。満洲事変が起きる年の一九三一年三月の卒業式に示した「皇室中心主義も、一君万民主義も、社会奉仕、共存共榮皆憲法より湧き出づる最高の道徳であります。／明治大帝の憲法制定の御精神は、万古不易の我國体の、特殊性の根源に由来するものにして、時勢と歳月に超越したものと信じます」⁽⁹⁸⁾という認識は、教育勅語よりはむしろ憲法に基づく忠君論に基づいたものであった。この解釈の問題点はさておくとしても、このような解釈の経過のなかに達治の自由教育観がみとれるといえよう。なぜなら、教育勅語を生徒に強制しその内容を教化する方法を採用するのではなく、自由教育の立場からそれを疑問視したがゆえに、台湾や朝鮮出身の生徒の存在が難問として浮上してきたからである。横浜高

工の自由教育実践が、形式的道德主義教育の批判にあったことは既に述べたが、教育勅語の解釈においても自由教育の根幹たる「自覚」をひとりひとりの生徒に保証する条件が重視されたのである。

しかし、大日本帝国憲法であれ教育勅語であれ、それほどのように学校教育のなかで実践していくのか、これが次の問題であった。その点で、教育勅語や御真影の取り扱い方に横浜高工の独自性があった。「何れの時代でも、国家として教育の大綱というべきものがある。その大綱を破らない限り、教育の画一主義を固守する必要がない。画一主義は窮屈で、又甚だ圧迫を感じるものである」という達治は、大綱としての教育勅語を遵守しつつ、その運用において教育勅語にまつわる儀式を排除し、形式的で附和雷同的な道德教育を拒否する実践をしたのである。横浜高工でも、大正から昭和へと元号が変わり、天皇の代替わりにかかわる皇室行事はたしかに忠実に実施しているし、一九三〇（昭和五）年十一月の教育勅語渙発四〇周年にあたっては記念式を挙行して「記念樹に鈴木校長各科生徒総代の鍬入式を行ひ意義深き日を寿ぎまつ」⁽¹⁰⁾ ってはいるが、しかし普段には「学校には御真影を奉戴しておらず、従つて三大節にも、拝賀式もなく、集会もせず、手製の教育勅語があるが、宮内省下賜の公式のものがない。配属将校から、それらの点をつつこまれると、いやな事だと思つたが、一度

もその様なことに会わずに免れたことは、実に仕合せであつた⁽¹⁰⁾」というのである。実際のところ、祝祭日の祝賀式は、達治が校長を辞任して後の一九三六（昭和一一）年度から実施されるようになり、さらに御真影の下賜も一九三七年一〇月に至ってはじめて奉戴されているのである。⁽¹⁰⁾

繰り返しになるが、しかし、それは教育勅語そのもののへの批判ではなかった。達治は自他ともに認める皇室中心主義者であつたと同時に、教育勅語も御真影も奉戴していません。でも「教育勅語の最も忠実なる実行者を以て任して居つた⁽¹⁰⁾」のである。達治は、教育勅語の解釈とその運用の点で、自由教育の観点を貫こうとしたのであり、教育勅語と自由教育とは矛盾なく共存できたのである。

日中全面戦争の勃発した一九三七年の段階で、達治は「自由教育の本体に就いては、何分にもこれを言葉、若くは文章で表現することは極めて困難なことである。何んとなれば、自由教育の真諦は行であるからである」⁽¹⁰⁾と述べている。注意したいのは「自覚」から「行」への自由教育の重点の移行である。生徒自身の天賦の才能の発見とその自覚という意味から、皇国民としての自覚とその実践という意味へと展開しているのだが、この段階でも「自由教育」という言葉で自分の教育観が表現できたのは、それが教育勅語と共存できていたからに他ならなかった。

五 校長としての教育実践

達治にとって、自由教育をもって学校経営をしたいという抱負は、横浜高工への赴任が決まって以来の既定方針であった。この方針が今までの教育経験の集積から導き出されてきたものであることは、第一章で詳しく述べたとおりである。ところが、この三無主義といった方針をたとえば学校一覧のなかに盛り込むなどしては、かえって文部省から許可されにくくなる、とすればどのような手続きで自由教育の方針を認めさせるか、これが大きな問題となった。

達治が考えたのは、横浜高工の開校式に来賓として文部大臣に臨席してもらうことであった。そこで自分の教育方針を披瀝し、それについて批判がなければ三無主義は黙認されたものと考えようとしたのである。ところが文部大臣は東京以外の学校の開校式には臨席しないのが慣例であり、臨席の要請は拒否された。しかし達治は、中橋徳五郎文部大臣の私邸にまで赴いて「座り込み戦術をもって懇願を重ね、遂に成功して出席の承諾を得たので」⁽¹⁰⁶⁾あった。文部大臣が来るとなれば文部省の高官も随行して臨席、加えて清浦奎吾枢密院副議長も列席、そこで達治は横浜高工の経営方針を校長の式辞として開陳し、三無主義を述べたのであった。「その可否について大臣からは一言の評もなく、随行の文部省高官連中から、三無主義で運営が出来れば結構なことである、との簡単な批評」⁽¹⁰⁷⁾を得たのみで、達

治の思惑どおりに事が進んだのである。

達治は、自由教育を「論ずべきものではない。行ふべきものである。説くべきものでなく、示すべきものである」⁽¹⁰⁸⁾といった。この言葉のとおり、自由教育を横浜高工の校風として定着させるために、校長としての教育実践に邁進するのである。その決意はひとつの具体的行動となって現わされた。それは長年専門の化学の授業講義のために書きためてきた数十冊にもなるノート⁽¹⁰⁹⁾を、庭前でことごとく焼きすてたことであった。蔵書は横浜高工や郷里の図書館などに寄贈し「全く背水の陣を布いて、其れから生れ更つた気持で勤務した」⁽¹¹⁰⁾のである。自由教育の教育方針を實踐していくには、それだけの覚悟が必要だったのである。

達治は、生徒に直接触れ合う機会を意識的に設け、三無主義の自由教育の意義を正しく生徒に伝えることから始めた。開校当初、自由教育が「一旦放縦野放しになれば、終に收拾出来ない破滅を来たすであらうと、心配しはじめた」⁽¹¹¹⁾からであった。そのためにまず実際に教壇に立った。具体的には、新入生に対しては毎年四月から一〇月末まで、そして翌年三月に卒業する三年生には一一月から翌年三月まで、毎週一度、修身科の授業を使って講義をしたのである。とりわけ新入生には、学校一覧を配布して、校長はじめ各学科のスタッフの略歴を紹介し、三無主義の意義の説明から三年間にわたる学生生活について学校の期待す

るところを説明するものであった。いうまでもなく、最大の眼目は、達治の教育上の信念であり、自由教育の実質を決定する生徒自身の「自覚」を理解してもらうことであった。また、三年生に対しては、就職後のほとんど人生指導がその内容であった。「卒業後官公庁及会社に就職した後

の処世法に就き講演した。履歷書の書方から初め就職の際の面接より、就職後の同僚との交際、読書、娯楽、宴会、贈答(特に贈賄、収賄)、妻帯、齊家、出所、進退に至るまでの私の意見を講演した」というのである。

また達治自身、一学期に必ず二、三度、時事問題について講演をするのを常としていた。それは自由教育の立場から、校長の訓示、訓告といった服従的な位置づけではなく、校長としての「我輩はかく考え、又思うのである、諸君はどうであるかと、参考に供し、又判断に訴える」ものとして意識されていた。学校はあくまでも切磋琢磨の道場であり、それゆえに校長は自分の見解に生徒の服従を強いることもできなければ、生徒もその見解に附和雷同することなく自主的判断を養成することが期待されていたのである。夏期休暇中には、「慰問状」と称する時事問題を内容とした書面を帰省中の全校生徒に郵送し、また、教室や講堂で講演するだけでは物足りないということで、毎週水曜日の一夜、私宅を解放して学生有志と談笑する機会も作っていたのである。達治自身、自由教育が放任主義に墮して

しまふ危険性を最もよく知っており、それだけに全校生徒の名前と顔を一致させる努力をするなど、ひとりの教師としての実践を惜しまなかったのである。

このような教育実践が目指したもうひとつの意図は、生徒間あるいは教職員間に、自ずと自由教育の「校風」を作っていくことにあった。校風は、同志社の新島襄がそうであったように、校長の教育観に大きく影響される。しかし一方で、達治は校風の樹立について、学校経営の点から実際的な考え方ももっていた。それは「全校の教職員と学生を挙げて悉く三無主義の熱心なる同志者とすることは出来ない。しかし又その必要もないのである。教職員中に数名の同志者があれば、それで沢山である。学生も同様で至つて少数でも、熱心な共鳴者があれば、そこに校風徐ろに興つて、動かし難き伝統の基礎が出来るのである」というのである。たしかに三無主義といつても、学科によつては受け取り方が違つていたし、能力主義に基づいて塾形式の実践をする個性ある教師もいたのである。しかしそれは学科が責任をもつべきであり、その教師が始末をつけるべきもので、「学校長の權威を以て、采配を上げることとは、学校創立以来、私が希望する学風樹立の本旨に逆行するもの」⁽¹¹⁾として、達治は放任主義を取つたこともあったのである。しかし、ある教師の回想によれば「煙洲先生在任当時の横浜高工の教授陣容は、多士濟々で、中には爆弾勇士とおぼ

しき連中も数人おつたと思うが、その原動力は何れも平和な文教活動に利用され、そのため、校内に自然に讓し出される生氣潑瀾たる雰囲気の中にあつて一部の人士には、その成果が危まれる位の、当時としては、尖端を行く所謂自由教育が活発に行われ、一種、特色ある校風を見るに至つた⁽¹⁵⁾として、校長を中心とした独自の校風が作り出されていたことがうかがわれるし、達治自身も一九二九（昭和四）年三月、第七回卒業式に臨んで「学校の経営として、最も努力を要することは校風の樹立にあります。

（中略）九年の間に躑げながら、校風の或る形が生じて来つゝあるのではなからうかと想像せられて喜びに堪へぬ次第であります⁽¹⁶⁾と述べ、校風の樹立という言葉で開校初期からの自由教育の定着を表現していた。この時期の『横浜高工時報』を通読してみると、校風形成の一翼を担う学生自身が自由教育を生徒自らのものにしようとする内容の紙面構成がはつきりうかがわれるのである。

ところで、達治の校長としての努力とは別に、横浜高工で自由教育が国体明徴がやかましく叫ばれる時期まで実践できたのは、なぜであろうか。達治は、横浜高工は官立ではあるが私立学校のつもりで運営すると言っていた⁽¹⁷⁾というが、初等教育にせよ、中等教育にせよ、そこでの自由教育は、たとえば新学校を支える社会的基盤の脆弱さによつて、当局の弾圧や迫害を受ければ、衰弱する一途をたどる

ほかなかつた。高等教育の領域であるとはいへ、達治は「私自身はかなり長い校長の任期中、別に何等の不自由を感ぜず、文部省からの圧迫もなかつた⁽¹⁸⁾」としていたのである。

ひとつの大きな要因は、最初に述べたように、文部大臣の承認ないしは黙認があつたからであろう。しかし、文部大臣が変わつてしまえば、自由教育がそのまま認められるかどうかは別問題である。実業専門学校長の人事権は文部省にあつたのだから、達治の更迭はいつでもありえたのである。実際、岡田良平が文部大臣（在任期間一九二四年六月～一九二七年四月）に就任した時、達治は横浜高工で自由教育が引き続き実践することができるとかどうか「緊張を覚えた⁽¹⁹⁾」という。なぜなら岡田文相は、新教育に対する抑圧方針、教育団体の運動規制方針、学校劇の抑制方針、軍事教育振興の方策など、自由教育には厳しい姿勢をとつていたのである。さつそく文部省に岡田文相を表敬訪問し、進退伺いほどの覚悟を決めて「短刀直入に私の学校経営の主眼たる自由主義を逐一解説して、大臣の答弁を待った。（中略）所が大臣は只簡単に、君ならば其れでやつて行けるであらうと答へられた⁽²⁰⁾」という応答であつたのである。岡田文相が「君ならば」といった「君」の内容は、前節で述べたように、達治が信用できる皇室中心主義者であるという確信であつたのかも知れない。岡田文相から、横浜高

工の自由教育が認められたことは、自由教育を継続していくうえで大きな条件となったと思われる。

三年生に対する校長としての講義のなかには出処進退のことも含まれていた。そして、達治自身、その出処進退のあり方を示すことで、横浜高工を去っているのである。辞任の理由は、一九三五（昭和一〇）年一月一九日をもって横浜高工が満一五年を迎え、自分の年令も六五歳に達する、いわば辞任の時期としてふさわしい節目であると判断されたからであった。それまでも横浜市長に担がれそうになったり、同志社大学の総長に推薦されたりしたが、そのようなことに一切無頓着であり続け、就任当初に考えた一五年間を自ら忠実につらぬいたのであった。健康上の理由を除いて自分の都合だけでは辞職できない官吏の建前からすれば、形式はずれの辞職であった。

達治の辞任は、生徒には二月一四日付『横浜高工時報』号外によって知らされることになった。その見出しは「自由教育の父 鈴木校長突如辞任さる 惜しまるゝ其の人格」という悲痛なものであった。しかし、達治のこの間の日記からすると、既に辞意を固め、一月一九日に文部省に辞表を提出していたのである。達治は、辞表を提出したことを内密にしつつ、横浜高工の新体制に向けての下準備にとかかった。

その経過を、一九三五年の日記からかいつまんで追って

みよう。一月二日には、後任として富山保氏を推薦し、二八日から二九日にかけては、達治と進退を共にしてほしい三人の教授に交渉し、辞職の承諾を得ている。達治にとって、これが最も大きな問題であったらしく、「此にて余の辞職に伴ふ難工作を終り安堵す」と日記に記している。この三教授は新校長よりも年長にあたることから、新校長が学校経営をやりやすい条件を整えて引き継ぐことが新校長への礼儀だと達治は考えていたのである。二月に入っては、要人と面談、辞職につき挨拶をしている。そして、二月一三日、内閣より依願免本官となるや、辞職の発表がなされたのである。同日の日記に「宅の方誰れも辞職の何事も今まで知らざりしなり」とあるところからすれば、辞職の決断は家族にも知らされていなかったのである。夜にはいつて夕食も出来ないほど、鈴木家には学生や記者が集まっている。一四日には、先の『横浜高工時報』号外が配布され、午後一時より講堂で「退職の経緯を語る」と題して講演、その時の様子は「高工健児泣く余も又斯くの如くするかと感激極まりなし」と日記に記されている。二〇日には、「富山氏と（中略）同伴にて染井墓地に手嶋精一先生の墓参をなし富山氏の校長就任余の辞任報告を」して、校長辞職にまつわる一連の行動に一段落がついたのであった。三月二五日には、横浜高等工業学校名譽教授の称号が授けられている。

横浜高工開校以来、一貫して自由教育を實踐してきた鈴木達治は、『横浜高工時報』の次のような記事に見送られるながら、学校を去ることになった。

「大正九年吾が横浜高工創立以来全校的信望を負ふて吾等が父として敬慕されて居た鈴木校長は去る二月十三日突如として学園より去られるに至つた。凡々たる機械的職業教育の風潮の中に毅然としてかゝる傾向を排して横浜の一角より自由啓発主義なる新らしき教育的指導原理を唱導し幾多盤根錯節を打ち砕き光輝ある自由の孤城を固守し、しかも一切の社会の批判に超越し只管自己の信念貫徹に勇氣と情熱とを以て邁進し来たつたかの巨人鈴木先生の辞職は全校友の胸に悲痛な哀別の苦惱を与へたのである。しかし自ら異端者的教育者を以て任じ総て理論を越えて自己の信念により人の意表に出づるを得意とした鈴木先生のかくの如き突発的辞職には吾等は風格躍如たる鮮やかなる転換として寧ろ賞賛の辞を呈せねばならぬであらう(後略)」

終章

達治の評伝には、専門分野であつた化学での業績は除き、そして横浜高工の教育実践では、関東大震災にともなう学校復興はとりあげず、もっぱら達治の自由教育観の形成過程と横浜高工での自由教育実践の特質について分析を

試みてきた。いくつかをまとめて問題点を整理しておこらう。

第一は、達治の自由教育観の形成過程において、理論や運動とは別に教育体験そのものの経験則が重視されていたことがあげられる。とりわけ、達治の場合、一五歳から二二歳までの七年間にわたる同志社時代が、自由教育観の大きな基盤をなしていた。その基盤のうえに、その後の教育的な原則や非教育的な形式主義が吟味されていったと考えられるのである。このような自由教育観の形成は、外国からのインパクトによるのではなく、また自由教育にかかわる運動の影響をうけることもなく、独自の展開をもつて従来の教育を批判するに充分の根拠を蓄え、そこから目指すべき教育方針を明確に示すことができた点で注目し得る。それはまた、学校運営をまかされる校長の個性としても実践されたのであつた。

第二に、教育勅語や大日本帝国憲法を遵守する目的を明確に意識しつつも、下賜された教育勅語も御真影もなく拝賀式などの儀式をとり行わないという、当時としては画期的な運用が実践されたことである。達治の考える自由教育の立場から教育勅語が処理できたことが、つまり教育勅語との共存が逆に自由教育を保障したのである。もちろん、「学問」の場としての高等教育レベルにおいての実践だからこそ、文部省から容認ないし黙認されたともいえ、臣民

養成の「教育」の場である初等教育レベルとは基本的に性格は異なっている。ただ、その共存は横浜高工の自由教育を一九三〇年代半ばまで延命させ、さらに達治を文政審議会という政府機関の委員としても招いたのである。

もっとも、どのように運用されたとしても、台湾や朝鮮からの生徒に対する説明の矛盾は消えないのであって、その点は当然批判されなければならないが、教育勅語体制のなかでなされる「自由教育実践」のひとつがここに示されているといえるかも知れない。

第三に、横浜高工の自由教育も、教育のあり方をどこまでも「学ぶものの自覚」からとらえなおそうとした実践であったことである。それまでの閉塞的、形式的な教育への批判として、自由教育の教育的な価値を改めて説き、さらに実際に実践したことの意味は高く評価されてよいであろう。しかし、そこには運動的な広がりをもつ条件はなかった。高等工業学校そのものの教が少なく、それゆえに学校の独立性が崩れにくかったということもあるが、だからといって横浜高工の実践が初等教育界や中等教育界で大きく注目されるということもなかった。教育ジャーナリズムを通じてわずかに紹介されるにすぎなかったのである。

しかし、高等教育においても意識的に自由教育実践をしていた学校があったことは記憶されておいてよいであろう。自由教育については、序論で紹介したような社会科学

的な立場からの分析があり、それが横浜高工の自由教育についても基本的にあてはまることは既に述べた。さらに、自由教育に関する最近の研究は、教育の社会史の観点から、つまりイデオロギー的な立場を離れて、一九二〇年代以降の個性の尊重、自発性の重視といった原則をもつ教育方法上の革新運動の動向や少人クラス制の私立小学校の誕生を、少産少死型の徴候があらわれてきたこととかかわらせて考える人口動態史の視点から説明しようとしているのである。⁽¹³⁾この説明の仕方は、初等教育については一定の説得力をもつと思われるが、高等教育まで含めた一九二〇年代以降の自由教育を総括しようとするとき、たとえば横浜高工の自由教育にも同じくその説明があてはまるかどうかは検討を要するであろう。

次の課題としては、横浜高工で教育を受けた生徒が、今日からこの自由教育をどのように評価しているのかを調査することがあげられる。こと自由教育の研究に関する限り、学ぶ主体であったはずの評価を検証することは、必須の研究上の手続きであると考えられるのである。

注

(1) 海老原治善『近代教育史Ⅱ』誠文堂新光社 一九五四

年六月 三八九〜九〇頁。

(2) 中野 光『大正自由教育の研究』黎明書房 一九六八

年一二月 二八五頁。

(3) 前掲『大正自由教育の研究』二八七頁。

(4) 寺崎昌男「素描・大学教育史②(続) 大学にとって『教育』は何であったか」(『文研ジャーナル』第一八六号 一九八〇年一二月)。

(5) 煙洲鈴木達治述『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一九五七年四月 一〇頁。

(6) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』九頁。

(7) 横浜市史編集室でも鈴木家から当用日記(煙洲日誌)の提供をうけ、二三点をマイクロフィルムに撮影をしたが、一九三五年以外に横浜高工校長時代の日記は、達治の死後焼失したらしい。残っている主な時期は、一九四一年以降一九五八年までであるが、いづれにせよ横浜高工時代も日記をつけ、それを資料に戦後回想を書いていたことは間違いないようである。

(8) 次男の棟一は、東京帝国大学法科大学卒業後、直ちに横浜の左右田家に養子として入り、のち左右田銀行の頭取となる。

また、以下の引用は特に断らないかぎり、鈴木達治『追憶敬慕の記』(一九四八年一〇月)によっている。

(9) 鈴木達治述『煙洲残筆』一九五九年一月 三頁。

(10) 「同志社英学校生徒名」『同志社百年史 資料編一』所収 一九七九年一月 二六八〜七一頁。

(11) 「同志社英学校規則」前掲『同志社百年史 資料編一』所収 二五八頁。

(12) 以下の履歴は、敗戦後GHQの要求によって横浜高等工業学校から提出された履歴書にもとづいている。ただし、同志社入学は履歴書では予備校入学時とされている(『煙洲会 四百回記念号』所収 一九七八年八月)。

(13) 「同志社波里須理化学校一覧表(明治二四年四月七日改正) 前掲『同志社百年史 資料編一』所収 四六三頁。

(14) 煙洲鈴木達治述『自由主義教育の思出(無試験無採点無賞罰)』社団法人横浜工業会 一九五四年三月 二頁。

(15) 「同志社英学校概則」(明治一八年) 前掲『同志社百年史 資料編一』所収 二七四〜七頁。

(16) 前掲『煙洲残筆』八頁。

(17) 前掲『煙洲残筆』一二頁。

(18) 前掲『自由主義教育の思出』二頁。

(19) 前掲『煙洲残筆』一一〜二頁。

(20) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一一頁。

(21) 「同志社百年史 通史編一」所収 一九七九年一月 六二頁。

(22)(23) 前掲『煙洲残筆』一一頁。

(24)(25) 前掲『自由主義教育の思出』二頁。

(26)(27) 前掲『煙洲残筆』一六頁。

(28) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一二頁。

(29) 前掲『自由主義教育の思出』六頁。

(30) 前掲『煙洲残筆』一八頁。

(31) 鈴木達治『入愚亭独嘯』一九四二年八月 一四八〜九頁。

- (32) 『東京帝国大学一覽 従明治三十年至明治三十一年』
一八九七年一月 四七頁(東京大学史料室所蔵)。
- (33) 前掲『東京帝国大学一覽』 五一～二頁。
- (34) 前掲『東京帝国大学一覽』 四二八頁。
- (35) 鈴木達治『六川夜話』一九三七年一〇月 四三頁。
- (36) 『東京帝国大学一覽 従明治三十三年至明治三十四年』一九〇〇年一月附「三年間卒業学生平均年齢表」。
- (37) 前掲『煙洲殘筆』一九頁。
- (38) 前掲『東京帝国大学一覽』附「卒業生卒業後ノ狀況 明治三十三年九月末調」。
- (39) 前掲『六川夜話』一三七頁。
- (40) 前掲『六川夜話』二四～五頁。
- (41) 前掲『自由主義教育の思出』三頁。
- (42) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一四頁。
- (43) 前掲『煙洲殘筆』二三頁。
- (44) 前掲『煙洲殘筆』二五頁。
- (45)(46) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一五頁。
- (47) 前掲『煙洲殘筆』二七頁。
- (48) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』一八頁。
- (49) 前掲『自由主義教育の思出』三～四頁。
- (50) 安達龍作『工業教育の慈父 手島精一伝』財団法人手島工業教育資金団 一九八一年一月 二六八頁。
- (51) 鈴木達治編著『自由教育十年 創立十周年記念出版』
横浜高等工業学校 一九三〇年一〇月 四四頁。
- (52) 鈴木達治述『自由教育の佛 無採点無処罰主義』横浜高等工業学校 一九二九年九月 一六頁。
- (53) 前掲『自由教育の佛』二〇～二頁。
- (54) 「自由教育」という言葉はこの当時、時として非難の対象となつたので、倫理学担当の教授の意見をいれて「我が校の自由教育を唱えなければならぬ場合には、自由啓発主義の教育と言つた」としている。前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』(三一頁) 本稿ではすべて「自由教育」とした。
- (55) 「一君万民主義」一九三二年三月 第一〇回卒業式にて『自由の翼 煙洲会五百回記念』所収 一九八六年八月 四二頁。
- (56) 前掲『自由主義教育の思出』六頁。
- (57) 前掲『自由主義教育の思出』七頁。
- (58) 前掲『自由主義教育の思出』八頁。
- (59) 前掲『自由教育の佛』一六頁。
- (60) 口頭試問と人物考査の入学試験に筆記試験が加わるのは、達治が校長を辞任して後の一九三七年度入学生に対してからで、受験生の増加がその最たる理由であった。ただしこの時でも「自由啓発の大精神揺がず」と強調されていた(『横浜高工時報』第二四三号 一九三六年一〇月二一日 一頁)。
- (61) 前掲『自由主義教育の思出』八～九頁。
- (62) 会社から席次が要求される場合、あからさまな首席ではなく、たとえば「三番以内」という席次が用いられた。

その高い席次ゆえに、横浜高工の名に恥じないようにしようという励みになったとする例もみられる。

- (63) 前掲『自由教育の俤 無採点無処罰主義』二六頁。
- (64) 鈴木達治『煙洲漫筆』所収 煙洲会 一九五一年二月二七頁。
- (65) 前掲『自由主義教育の思出』一〇～一頁。
- (66) 「名教自然と雅号由来」(鈴木達治『入愚亭独嘯』所収 一九四二年八月) 三六四頁。
- (67) 前掲『自由教育の俤』二六～七頁。
- (68) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』五～六頁。
- (69) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』八頁。
- (70) 前掲『自由教育の俤』一九頁。
- (71) 前掲『自由教育十年』六四頁。
- (72) 前掲『自由教育の俤』三六～七頁。
- (73) 前掲『自由教育の俤』三七頁。
- (74) 「米国教育使節団報告書―連合国軍最高司令官に提出せられたる」『文部時報』第八三四号按粹所収 一九五一年二月 四九頁。
- (75) 前掲『自由教育十年』六五～六頁。
- (76) (77) 前掲『自由教育十年』六七頁。
- (78) 前掲『自由教育十年』六八頁。
- (79) 前掲『自由教育の俤』六頁。
- (80) (81) 前掲『自由教育の俤』六～七頁。
- (82) 前掲『自由教育の俤』八頁。
- (83) 前掲『自由教育の俤』五四頁。
- (84) 『資料 文政審議会 第一集 総覧(解説および概要)』明星大学出版部 一九八九年八月 五二頁。
- (85) 経過の概略については、阿部 彰『文政審議会の研究』風間書房 一九七五年三月 三四八～五三頁を参照されたい。
- (86) 前掲『資料 文政審議会 第一集』一四八頁。
- (87) 『資料 文政審議会 第三集 総会議事速記録(2)』明星大学出版部 一九八九年八月 四二八頁。
- (88) 前掲『資料 文政審議会 第三集』四八五～六頁。
- (89) 『資料 文政審議会 第五集 特別委員会議事速記録(2)』明星大学出版部 一九八九年八月 六三〇頁。
- (90) 前掲『資料 文政審議会 第五集』六九九頁。
- (91) 前掲『六川夜話』一二八頁。
- (92) 前掲『六川夜話』八頁。
- (93) 前掲『自由教育の俤』一五～六頁。
- (94) 『横浜高工時報』第二二五号 一九三五年一月二〇日 一頁。
- (95) 『読売新聞』一九三五年二月一四日。
- (96) 前掲『自由主義教育の思出』四頁。
- (97) 前掲『煙洲殘筆』一〇一頁。
- (98) 松本重敏『忠君論』巖松堂書店 一九二二年七月 一八五頁。
- (99) 「指導的精神」一九三二年三月 第九回 卒業式にて『自由の翼 煙洲会五百回記念』所収 一九八六年八月

三九〇頁。

(100) 前掲『自由主義教育の思出』一二〇三頁。

(101) 『横浜高工時報』第一二八号 一九三〇年一月二〇日 一頁。

(102) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』二九頁。

(103) 『横浜高工時報』第二六四号 一九三七年一月六日 一頁。

(104) 前掲『自由主義教育の思出』一三頁。

(105) 前掲『六川夜話』七頁。

(106)(107) 前掲『煙洲殘筆』八二頁。

(108) 前掲『自由教育の佛』自序。

(109) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』七頁。

(110) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』二三頁。

(111) 前掲『自由主義教育の思出』一二頁。

(112) 前掲『名教自然碑の由来と教育私見の断片』二四頁。

(113) 前掲『自由主義教育の思出』一二頁。

(114) 前掲『煙洲漫筆』二八頁。

(115) 鈴木京平「煙洲先生を称える」(前掲『煙洲殘筆』所収) 六頁。

(116) 前掲『自由教育の佛』五二頁。

(117) 前掲『煙洲漫筆』九〇頁。

(118) 前掲『煙洲漫筆』八七頁。

(119) 前掲『煙洲漫筆』八七〇八頁。

(120) 『横浜高工時報』第一三三号 一九三一年二月二〇日 一頁。

(121) 『横浜高工時報』第一八一号 一九三三年八月八日 二頁。

(122) 『横浜高工時報』第二一一号 一九三五年二月二五日 別刷。

(123) 中内敏夫『新しい教育史 制度史から社会史への試み』新評論 一九八七年九月 一五〇頁。

(編集委員)